

③安全な交通の確保

○バリアフリー対応型信号機等の整備の促進

原則として、バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路において、バリアフリー対応型信号機等を整備する。

(数値目標・達成期間)

○重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路

のうち、バリアフリー対応型信号機等が整備された割合

100%〔22年〕

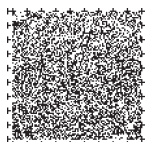
④運転免許取得希望者等に対する利便の向上

○持ち込み車両等による障害者等に配慮した教習等の実施

ア 指定自動車教習所に対する持ち込み車両等を使用した教習の実施等の指導を行う。

イ 持ち込み車両等による技能試験の実施等を推進する。

ウ 免許申請時等における障害者等のプライバシー保護への配慮及び運転適性相談等に係る態勢の充実を図る。



○聴覚障害者に配慮した免許制度の推進

健聴者と同じ適性試験の合格基準に達しない聴覚障害者が、ワイ
ドミラー等を条件として普通自動車免許を取得することができる制
度の導入を推進し、その場合における免許試験・講習等の態勢の充実
を図る。

⑤防災、防犯対策の推進

○防災対策の推進

ア 障害者等災害時要援護者関連施設に係るきめ細かな治山対策を
実施する。

イ 砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業の実施により、土
砂災害のおそれのある自力避難の困難な障害者等の災害時要援護
者が24時間入院・入居している施設を重点的に保全する。

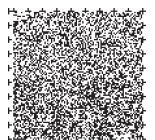
ウ 行政機関と福祉関係者等による防火指導等を一層推進する。

エ 緊急通報システムによる消防への緊急通報体制の一層の充実な
ど障害者に係る火災予防体制を強化する。

○災害時の支援体制等の整備

ア 自主防災組織による支援体制を整備する。

イ 最新の通信技術を踏まえつつ、平成24年度までに災害時の住民
への情報伝達のあり方についてまとめる。



ウ 国による市町村モデル計画の策定や全国キャラバンの展開等を
通じ、平成21年度までを目途に、市町村において要援護者情報の収
集・共有等を円滑に進めるための避難支援プランの全体計画など
が策定されるよう促進し、災害時要援護者が安全に避難するための
支援体制を確立する。

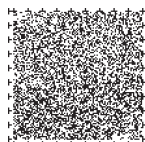
○障害者の消費トラブル等の防止

消費者基本計画（平成17～21年度）を踏まえ、障害者の消費者トラ
ブルの防止に向けて、国民生活センターから、消費生活相談の現場で
把握された警戒を要すると思われる悪質商法や製品事故に関する情
報を始め防犯・防災情報を含む見守りに必要な情報を、障害者やその
家族、日ごろから障害者に接している周りの方々へ迅速に届ける総合
的ネットワークを作ることにより、地域の見守り力を高める動きを支
援する。

○防犯・安全ネットワークの充実

ア FAXによる緊急通報受理（FAX110番）、Eメールによる
緊急通報受理（メール110番）の利用状況を勘案しつつ、運用の
在り方を検討する。

イ FAXにより警察署と障害者とが情報交換を行うFAXネット
ワーク等、地域における防犯ネットワークの利用状況を勘案しつつ、
運用の在り方を検討する。



こうばん しょうがいしゃとう りよう はいりよ しきく すいしん
○交番における障害者等の利用に配慮した施策の推進

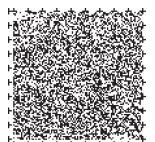
こうばん しょうがいしゃとう りよう はいりよ しきく ひ つづ すいしん
交番における障害者等の利用に配慮した施策を引き続き推進する。

ぼうはんせいのお たか たてもの ぶ ひん ふ きゅうそくしん
○防犯性能の高い建物部品の普及促進

じゅうたくとう たい しんにゆうはんざいたいさく おお こうか きたい たてもの
住宅等に対する侵入犯罪対策として大きな効果が期待できる建物

ぶ ひん けいさい ぼうはんせいのお たか たてもの ぶ ひんもくろく こうひょうおよ ふ きゅう
部品を掲載している「防犯性能の高い建物部品目録」の公表及び普及

はか
を図る。



4 きょういく いくせい 教育・育成

○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。

① 一貫した相談支援体制の整備

○個別の支援計画の策定・活用の推進

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。

(数値目標・達成期間)

○個別の教育支援計画策定率

・小・中学校 20%〔18年〕→50%〔24年〕

○校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの支援体制の整備

